

## 植物園の課題及び運営管理における留意点

### 1 現状の課題（施設運営管理に係る課題を抜粋）

- ・子育て世帯や若者世代のニーズを満たせるよう、これらの世代が魅力的に感じる施設の充実や取組の強化が必要
- ・植物と京都文化の関わり等、京都ブランドを活かし、世界に向けた魅力の発信が必要
- ・来園者はシニア層が中心で偏っている。
- ・雨天時や夏・冬の来園者数が少ない。
- ・来園者向け施設の老朽化及び機能低下
- ・多様なニーズに応えた魅力的な情報発信が不十分
- ・利用者にとって敷居が高い施設となっている。

※ 「第4回植物園整備検討に係る有識者懇話会」 資料参照

### 2 施設運営管理における留意点

- ・飲食・物販事業、撮影事業、広告事業等、植物園の設置趣旨（京都府植物園条例第1条）と直接の関係性がない事業を実施する場合は、京都府行政財産使用料条例に基づく、行政財産使用手続きを行い、使用面積に応じた所定の使用料を支払うこと。
- ・園内で火気（調理・暖房器具等）を使用する場合は、消防法を踏まえた対応を行うこと。
- ・園内のバーベキューサービスは認めない。
- ・園内でのアルコール提供を行う場合、提供場所は森カフェに限定すること（飲み歩き、テイクアウトは認めない。）
- ・園敷地内は全面禁煙であること。
- ・イベント実施にあたっては、植物園のPRに繋がるものとし、施設管理や植物管理を十分配慮すること。また、植物園に事前に届け出、情報共有を行うこと。
- ・入園料のほかに料金を徴収する集客イベントを実施する場合は、植物園の魅力を向上するものとし、原則として植物園の承認を得ることが必要であること。材料費等、実費相当を徴収するイベントについては、事前に届け出ること。

受託者は、プロポーザルで提案した業務・事業について、事前に年間の事業計画を提出し、植物園は一括して承認を行うものとする。

承認は1年毎に行うこととし、事業の評価と計画の見直しを行うものとする。

※仕様書9（1）に同趣旨のことを記載している。

- ・ イベントは以下のエリアでの実施を認めることとし、原則として、それぞれのエリアにおいて、1カ月のうち4日以内とすること。

#### ※実施可能場所

大芝生地、正門花壇、北山門広場、バラ園・沈床花壇、四季彩の丘  
及び動線が確保できる通路等（けやき並木・駐車場等）

- ・ サクラ、モミジ、バラ等での繁忙期における開花・紅葉エリア内の有料イベントは行わないこと。
- ・ 事業者による特別展示会を企画する場合は、植物園が展示会を実施していない期間に限ることとし、原則1カ月以内の期間とすること。
- ・ イベント実施にあたっては、周辺地域への音量等に配慮すること。
- ・ 夏季（6～9月）イベントを実施する場合は、熱中症対策、雨天時の対応等、来場者へのサービス向上と安全を確保すること。
- ・ 冬場（10～3月）に温室内でイベントを実施する場合、温室内の加温が必要なエリアにおいて、通路の開閉による暖房効果が低下しないよう留意すること。